



. まちづくりの基本方向

「まちづくりの基本方向」は、本町の特性や課題などを踏まえて、「まちづくりの将来像」や「施策の大綱」を導くための、本町のまちづくりに共通した基本的な考え方を示したものです。

基本方向 1 「清流と文化」を発信する創造のまちづくり

本町ならではの阿賀川や宮川などの清流に代表される自然環境と、それによって育まれた農業に代表される産業、会津地方の歴史・文化を今に伝える資源などの地域特性を生かして、その魅力を国内外へ情報発信し、世界に誇れる個性を有したまちづくりを進めます。

基本方向 2 「人と環境」を重視するやさしいまちづくり

住民一人ひとりの個性を尊重した、ゆとりと安らぎのある暮らし優先の人にやさしいまちづくりを進めるとともに、スケールの大きい自然条件を生かして、住民の生命や財産を脅かす災害の防止に配慮しながら、環境と共生する健康的で住みやすいまちづくりを進めます。

基本方向 3 「自立できる自治体経営」を基本とした自立できるまちづくり

地方分権の時代のもとで、住民と行政の協働によるまちづくりをあらゆる分野において追求するにあたり、行政内部においては、政策立案能力の向上及び組織・機構の見直しや効率的な財政運営を行い、厳しい財政事情を考慮しつつ、自主財源の確保・拡充と経費の節減合理化に努めて、最小の経費で最大の効果を出す「自立できる自治体経営」を基本に、自立できるまちづくりを進めます。

基本方向 4 「参画と協働」を尊重する地域主権のまちづくり

あらゆる場面で住民の参画と行政とが協力し合う機会をつくり、住民と行政の協働による行政施策の推進を図ることで、住民、行政職員の一人ひとりが、住民と行政が主体的に参画する意識を持ち、まちづくりを担い、支えているという誇りと満足を感じることができる、地域主導のまちづくりを進めます。



まちづくりの将来像

町の将来像

会津文化の源流

人が輝き 夢が広がる 環境共生のまち

会津文化の源流

多彩な住民活動が活力を呼び起こし、保存する資源、水と緑など豊富な自然や伝統文化を活用して全国へ情報発信するまち

人が輝き

個性を大切にし、子どもから高齢者まで一人ひとりが尊重されるまち

夢が広がる

参画と協働によって、新しい発展をとげるとともに人材を育成するまち

環境共生

すべての分野にわたって人と環境にやさしいまち

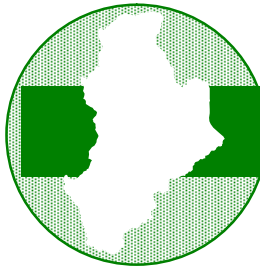
本町は、緑豊かな森林やそれを源とする清流・阿賀川や宮川、長い歳月によって築き上げられた田園風景など美しく豊かな自然に恵まれおり、会津若松市に隣接し、直通で首都圏と結ぶ鉄道駅に近接しているなど、都市との交流や緑に包まれた定住地、やすらぎの場として自然的・地理的優位性を有しています。また、磐越自動車道のスマートインターチェンジの整備を進めており、新たな発展の可能性も高まっています。

さらに、伊佐須美神社や会津本郷焼など多くの歴史・文化資源や、野菜、果実、花卉などに代表される高い生産性を誇る農作物に恵まれています。

こうした“会津文化の源流”としての特性を最大限に活かしながら、個性的な観光・レクリエーション機能の創造、地域の生活機能の充実、地域相互や広域的な連携の推進、農林業をはじめ地域産業の育成、福祉・子育て施策や定住対策の充実などを、住民と行政との協働のもとそれぞれが主体的に取り組むことによる“人が輝き”、そして住む人や働く人の“夢が広がる”、生活しやすく魅力的な人と環境にやさしい“環境共生”の会津美里町のまちづくりをめざします。

スマートインターチェンジ

ETC技術を活用した自動料金収受方式により、料金所の無人化、分散化を可能としたインターチェンジ。



．将来フレーム

(1) 人口フレーム

合併以前の3町村の人口は減少傾向にあり、平成17年度以降も減少し続けることが予想されます。

少子高齢化が確実に進展する中において、今後大幅な人口増加を遂げることは容易なことではなくなっていますが、健全な経済活動や行政運営を進めるうえでは、適正な人口を維持していくことは不可欠であります。また、激しい地域間競争の中で、個性的で魅力的な施策を講ずることで本町として適正な人口を維持していかなければなりません。

そのため、これまでの推移から予測される将来人口を踏まえつつ、今後の施策展開による期待も含めた目標人口を設定します。

総人口

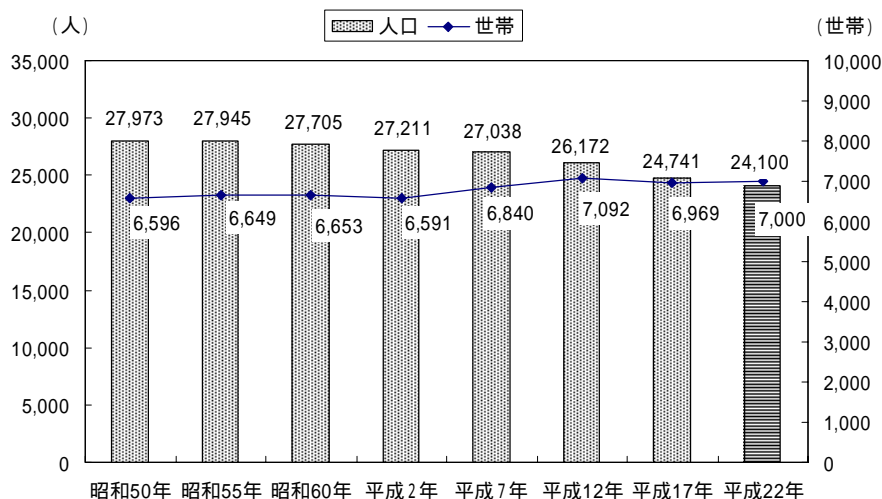
国勢調査によると本町の人口は、平成7年から平成12年にかけて3.2%の減少、平成12年から平成17年(速報値)にかけて5.5%の減少となっており、減少幅が拡大傾向にあります。

今後、各種施策を講じることで定住人口の確保に努め、平成22年までの人口減少幅を、平成12年から平成17年の人口減少幅5.5%の半分約2.5%に縮小し、平成22年に約24,100人を見込みます。

世帯数

国勢調査によると本町の世帯数は、平成7年から平成12年にかけて3.7%の増加でしたが、平成12年から平成17年(速報値)にかけて1.7%の減少となりました。

今後、世帯数の減少に歯止めるため新たな宅地の整備、定住施策などを実施し、平成22年に世帯数約7,000世帯を見込みます(3.42人/世帯)。



		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	総数(人)	27,211	27,038	26,172	24,741	約24,100
	増減率(%)		-0.6%	-3.2%	-5.5%	-2.5%
世帯数	総数(世帯)	6,591	6,840	7,092	6,969	約7,000
	増減率(%)		3.8%	3.7%	-1.7%	0.5%
一世帯当たり人数		4.13	3.95	3.69	3.55	約3.44
	伸び率		0.96	0.93	0.96	0.97

平成17年の人口、世帯数は国勢調査速報値

年齢区分別人口

合併以前の3町村合計の年齢区分別の特徴をみると、全国的な傾向と同じく少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向は続くことが予想されます。

年少人口については、人口の減少傾向が続いており、少子化対策を講じることで減少幅の緩和を目指し、平成22年3,200人を見込みます。

生産年齢人口についても人口の減少傾向が続いており、平成22年までに産業・居住施策などの様々な対策を講じることで割合を維持し、13,900人を見込みます。

老年人口については、コーホート変化率法による推計でも減少が見込まれています。今後、定年世代のUターン定住や福祉施策の充実により、平成22年7,000人を見込みます。

		平成7年	平成12年	平成22年
人口総数(人)		27,038	26,172	24,100
年少人口 (14歳以下)		4,666	4,032	3,200
	割合	17.3%	15.4%	13.3%
	割合増減		1.9	2.1
生産年齢人口 (15~64歳)		15,879	14,919	13,900
	割合	58.7%	57.0%	57.7%
	割合増減		1.7	0.7
老年人口 (65歳以上)		6,493	7,221	7,000
	割合	24.0%	27.6%	29.0%
	割合増減		3.6	1.4

コーホート変化率法

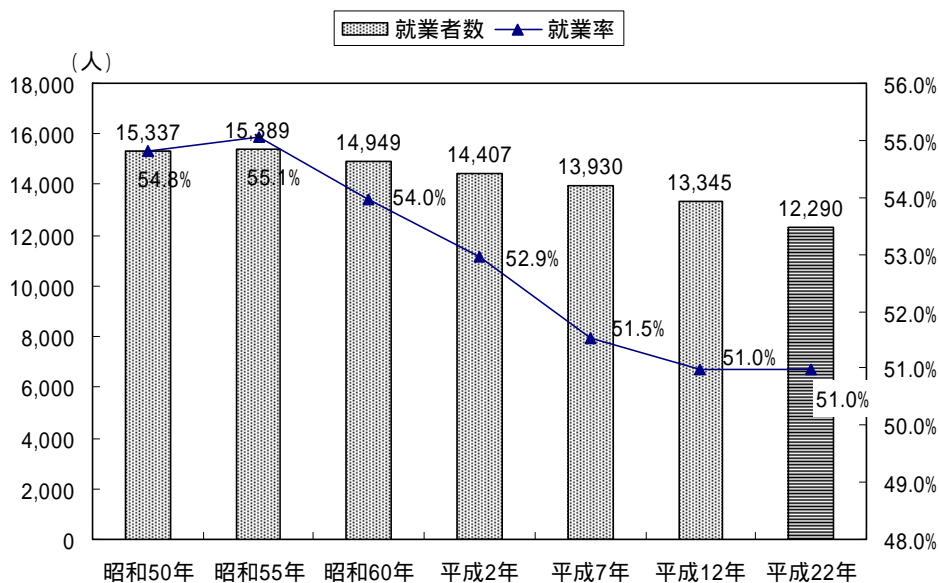
将来人口の推計方法。

基準年と5年後の2ヶ年の5歳階級別人口を用いてその変化率を求め、将来に当てはめる。

(2) 産業フレーム

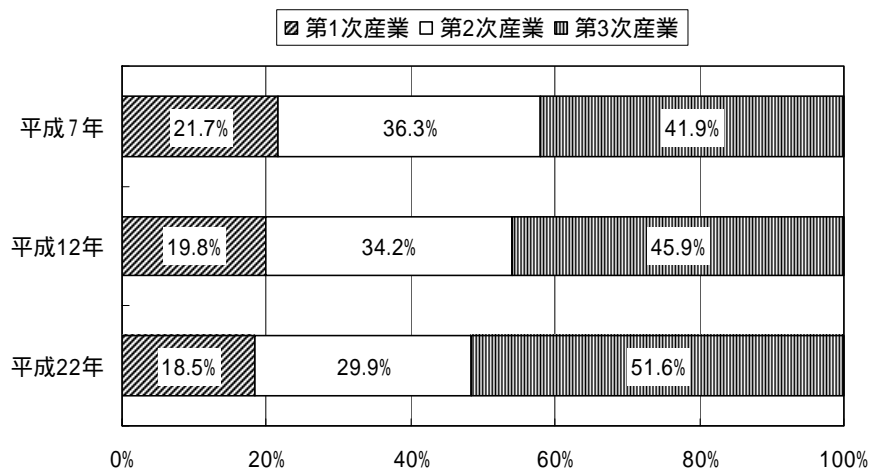
合併以前の3町村合計による就業率、就業者数はともに減少傾向にあり、特に、本町の特性でもある農業、林業等の第一次産業や、窯業等の第二次産業の就業者数が減少しています。

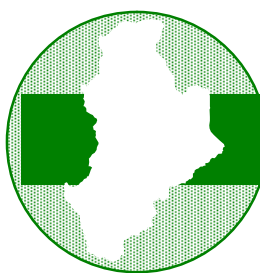
今後は、これらの産業の振興を図るとともに、本町の産業全体に係る総合的な施策を講じることで就業者数の確保に努め、平成22年12,290人(就業率51.0%)を見込みます。



(単位:人)

	平成7年		平成12年		平成22年	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
第1次産業	3,023	21.7%	2,643	19.8%	2,270	18.5%
第2次産業	5,052	36.3%	4,561	34.2%	3,680	29.9%
第3次産業	5,842	41.9%	6,129	45.9%	6,340	51.6%
就業者数	13,930	100.0%	13,345	100.0%	12,290	100.0%
就業率	51.5%		51.0%		51.0%	





・ 施策の大綱

- 1

四季に輝くやすらぎのまち

(1) 快適環境づくりの総合的推進

自然の生態系をまるごと包み込む水と緑の優れた自然環境・景観の保全や快適性を求める住民ニーズ、地球環境の保全や循環型社会の形成等の社会的要請に対応し、“環境”の保全と創造を総合的に推進します。

このため、全町的な環境の保全・創造に関する指針づくりのもと、行政自らの率先的な環境保全活動の推進をはじめ、自然環境・景観の保全、美しい景観づくり、公害の防止から地球環境の保全まであらゆる分野における環境問題への対応、新エネルギーの導入、さらには幼児期からの環境学習の推進や住民一人ひとりの自主的な環境保全活動の促進など、あらゆる主体が参画した総合的な快適環境づくりを進めます。

新エネルギー
資源の制約が少なく、環境
負荷の少ないクリーンエネ
ルギー。太陽、風力、水力な
どの「自然エネルギー」・「再
生可能エネルギー」、ゴミ焼却
廃熱などの「リサイクルエネ
ルギー」などがある。



(2) 公園・緑地・水辺の整備

住民の交流・いこいの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、市街地や集落内における身近な公園の整備を進めるとともに、町外の人々の交流も見据え、森林、歴史資源等を活用した、観光・交流機能も持った特色ある公園・緑地、親水空間の整備を進めます。

また、これら公園・緑地・水辺等のネットワーク化や住民総参加による緑化の促進に努め、本町ならではの地域資源を生かした水と緑のうるおいのある環境づくりを進めます。



(3) 上下水道の整備

住民の日常生活に欠かせない上水道及び簡易水道については、施設の老朽化や耐震化への対応、今後の水需要の増大等を勘案し、会津若松地方水道用水供給企業団からの浄水受水により安定的な給水を図りながら、老朽管の更新をはじめとする各種水道施設の整備を計画的に進めるとともに、未普及地域の解消、水質管理体制の強化、水道事業の健全運営を図り、安全かつ安定的な水の供給に努めます。

また、美しい水環境を維持するため、各地域の条件にあわせて公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業を計画的に進めていくとともに、供用開始後の加入促進及び施設の効率的な維持管理に努め、町全域における下水道整備の早期実現をめざします。

なお、施設整備にあたっては、水環境、水循環の視点から、環境にやさしい施設づくりに努めます。



(4) 環境衛生対策の充実

ごみ処理については、年々増加傾向にあることから、今後のごみの排出動向に即し、分別排出の徹底や生ごみの堆肥化、自主的なリデュース・リユース・リサイクルの推進による循環型のゼロエミッション社会の構築を目指します。

環境衛生対策として、ポイ捨て禁止や不法投棄の防止を地域住民との密接な連携のもと推進します。

また、定住促進対策として新たな墓地整備に取り組みます。

し尿処理については、下水道事業との整合性に留意しながら、し尿処理体制の充実に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

なお、ごみ、し尿処理は今後も会津地区広域事業組合において処理を行います。会津ブロック全域の20構成市町村において、平成25年度を目標に「ごみ処理広域化基本計画」による広域(集約)施設の整備が進められていくことから、この計画にあわせ処理体制の充実に努めていきます。

リデュース・リユース・リサイクル
発生抑制・再使用・再生利用。

ゼロエミッション
ある産業で排出される廃棄物を、別の産業の原料として使い、地球全体として廃棄物をゼロにしようという計画。



(5) 消防・防災体制の充実

過去の台風による被害の教訓や、会津盆地西部山ろく沿いを活断層が貫く特性を十分に踏まえ、地震をはじめ火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを総合的に進めます。

このため、消防団組織の見直しなどの活性化対策をはじめ、消防設備の計画的更新を図り、消防団の充実に努めるとともに、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部による常備消防・救急体制の一層の充実に進め、地域消防・救急体制の強化を図ります。

また、地域防災計画の策定のもと、総合的な防災体制の確立を進めるとともに、防災意識の高揚や自主防災組織の育成、災害時の情報連絡体制の整備、各種資機材の備蓄、さらには各種危険箇所等における治山・治水対策の促進に努めます。



(6) 交通安全・防犯体制の充実

日常生活圏の広がり等により自動車交通量がますます増加傾向にある中、警察や交通安全協会など関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を一層積極的に推進するとともに、危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を計画的に進め、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。

また、犯罪の凶悪化・低年齢化が顕著となり、子供が犯罪に巻き込まれる事件も増加していることから、警察や防犯協会などの関係機関・団体との連携のもと、啓発活動を積極的に推進し、住民の防犯意識の高揚及び子供の地域での見守りなど自主的な地域安全活動を促進していくとともに、防犯灯などの防犯施設の整備を計画的に進め、犯罪のない明るい地域社会の形成を進めます。



(7) 消費者対策の充実

訪問販売や通信販売、インターネット販売など多様な販売形態が出現し、購買・決済手段が複雑多様化する中で、消費者の権利を守り、トラブルを未然に防止するため、県等と連携しながら、消費者教育・啓発や情報提供等を推進するとともに、相談体制の充実や消費者団体活動の支援に努め、賢く自立する消費者の育成を進めます。



活力にあふれる産業のまち

(1) 農業の振興

良質な米の一大生産地を確立し、高い生産性を誇る農業については、従事者の減少や高齢化、後継者不足等の問題が表面化する中、本町の基幹産業としての位置づけをさらに明確にし、新宮川ダムの有効利用をはじめ、用・排水施設や農道の整備、ほ場整備等による農業生産基盤の一層の充実を進めます。また、農地の流動化や農作業受委託の促進等を通じて明日の農業を担う経営感覚に優れた担い手の育成を進めるとともに、実態に即した集落営農の確立及び農業経営の法人化を促進し、農業生産体制の再編強化に努めます。

また、農業関連機関・団体と一体となった営農指導等による付加価値の高い営農類型への移行や農産物の生産性の向上、一層のブランド化、地域特産物の導入・産地化、加工・流通体制の充実等を促進します。

さらに、食品廃棄物や家畜排泄物を利用した堆肥の生産・活用等による環境と調和した循環型農業の促進をはじめ、「地産地消」の視点に立った特産物の販売や、農業・農村体験、グリーンツーリズムを通じた都市との交流による農業の展開を促進し、新たな時代に即した魅力ある農業の実現に努めます。

ブランド化
特定の銘柄について、大衆に広く思われるようにイメージ化すること。

グリーンツーリズム
農山村における滞在型の余暇活動。



(2) 林業の振興

本町の総面積のおよそ4分の3を占める広大な森林を活用した林業については、木材価格の低迷や従事者の高齢化、担い手不足等により厳しい状況が続く中、森林が将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、林道・作業道の整備など林業生産基盤の充実を進めるとともに、良質材の生産と地域材の利用促進に努め、林業関係者の合意形成のもと、効率的な森林施業を促進します。

また、水源のかん養や山地災害の防止、地球環境の保全など森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めます。



(3) 商業・サービス業の振興

購買力の流出等により厳しい状況にある商業については、車社会の一層の進展や消費者ニーズの多様化、販売競争の激化などの商業環境の変化に対応できるよう、関係機関・団体と一体となった指導・支援体制の整備のもと、経営者の意識改革や後継者の育成をはじめ、地域に密着したサービスの展開、観光や地場産業との連携、IT時代に即した販売展開、魅力あるイベントの開催等を促進していくとともに、市街地整備等と連動した商店街の環境・景観整備等に努め、人々が賑わう場の再生と創造を進めます。

また、高齢化の進行や女性の社会進出など、社会・経済情勢の変化に即した生活支援サービスや余暇関連サービスなど、サービス業の育成・振興に努めるほか、TMO やNPO 等の地元団体や住民自らが社会サービスの提供や商品販売等を行う地域密着型事業活動であるコミュニティビジネス の形成を促進していきます。

TMO
Town-Management-Organization の略。まちづくりを運営・管理する機関。

NPO
非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

コミュニティビジネス
住民主体となって地域を元気にする地域事業



(4) 工業・地場産業の振興

県内外でも有名な窯業や電気関係の製造業を主体とする工業については、工業支援・研究開発体制の整備のもと、経営指導や制度資金の活用はもとより、異業種間交流や産学官交流の促進、新技術・新製品の開発支援等を進め、既存企業の経営の合理化及び技術力の向上、新規事業の展開等を促進します。

また、整備を進めている新たなスマートインターチェンジの効果を活用し、工業用地への付加価値の高い環境と共生する優良企業の誘致を進めます。

さらに、東北最古の伝統を誇る会津本郷焼をはじめ、木材・食品加工等の郷土に根づいた伝統的な地場産業については、後継者の育成や新製品の開発、観光との連携強化、PR活動等を積極的に促進し、その育成・振興に努めます。



(5) 観光産業の振興

伊佐須美神社や会津本郷焼、中田観音をはじめとする数多くの貴重な歴史的・文化的資源や自然資源、温泉資源等を有し、年間 140 万人を超える入込みを誇る観光については、多様化、個性化が進む観光ニーズに応えられる滞在型、体験・参加型の一大観光地の形成に向け、既存観光資源の保全及び一層の機能強化、魅力化を進めていくとともに、観光拠点となる施設や魅力ある周遊ルートの整備を進めます。

また、特色ある観光・交流イベントの開催、合宿や各種ツアーの誘致、観光PR活動の強化、統一デザインによる案内板の整備、第1次産業と連携した観光の展開、広域観光体制の整備、さらには住民の「もてなしの心」の醸成など、多面的な取り組みを推進します。



(6) 雇用機会の確保と安定

雇用をめぐる状況が一層厳しさを増す中、住民の雇用の場の確保と雇用の安定に向け、企業誘致や観光産業の振興をはじめとする各種産業振興施策を積極的に推進し、多様な雇用の場の拡充に努めるほか、ハローワークなど関係機関との連携のもと、就職相談や情報提供、時代変化に即した人材育成・研修機能の整備を図り、若年労働者の地元就職及びU・J・Iターンの促進に努めます。

また、労働条件の向上や働きやすい職場環境づくりを促進していくほか、福利厚生機能の充実を進め、すべての就業者がゆとりを持って健康で快適な勤労生活を送れる環境づくりに努めます。

- U・J・Iターン
- Uターン:就職を機に故郷へ戻ること
- Jターン:大都市の大学を卒業した者が、生まれ故郷に近い地方中核都市などに就職すること
- Iターン:都会生まれの人が、地方に移住すること



健やかで優しい福祉のまち

(1) 保健・医療体制の充実

すべての人が健康寿命を伸ばし、いきいきと幸せに暮らせるよう、健康づくりの指針の策定のもと、保健・医療・福祉はもとより、教育・建設・農林など様々な分野の相互の連携を強化し、健康づくり施設の整備や住民の健康づくりに関する意識の高揚と住民主体の健康づくり活動を総合的に促進します。

また、子どもが健やかに生まれ育つための子育て支援事業・対策、生活習慣病予防や介護予防を重視し、効果的な健康づくりの展開や検診をはじめとした老人保健の充実、歯科保健・精神保健・難病対策の充実、さらに予防接種等感染症対策の充実など、人生の各期に応じた保健サービスの充実に努めます。

医療については、ますます高度化、多様化する医療ニーズや救急・休日・夜間の医療体制の充実に図り、医療施設の整備・充実など地域医療体制の強化に努めます。



(2) 地域福祉の推進

就業構造や社会環境、家族形態の変化などにより地域で互いに支え合う機能が低下しつつある中で、すべての住民が地域で支え合い助け合いながら共に生きることができる優しい社会づくりをめざし、地域福祉計画の策定のもと、福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員や各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の福祉活動を積極的に育成・支援していきます。

また、福祉教育や啓発活動を通じた住民の福祉意識の高揚及び相互支援精神の定着、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近なコミュニティにおける福祉体制づくりを図り、住民総参加の地域福祉体制の確立に努めます。

さらに、福祉施策全般においてユニバーサルデザインの視点をとり入れ、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

ユニバーサルデザイン

はじめからすべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計すること。



(3) 子育て支援施策の推進

少子化が急速に進行し、積極的な対策が重要課題となっている中、次世代育成支援行動計画の策定のもと、関係部門、関係機関・団体が一体となって、家庭や地域の子育て機能を支え、若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりをもって育てていくことができる環境づくりを総合的に進めます。

このため、多様化する保育ニーズに即した保育サービスの充実をはじめ、子育てに関わる相談・学習・交流機能の充実、保育所の統廃合及び幼稚園・保育所の一体化、総合施設化の検討・推進、児童館や児童公園の整備、母子保健サービスの充実、さらには職場における子育て環境づくりや育児に配慮した住環境等の整備など、多面的な施策を推進します。

また、母子・父子家庭等のひとり親家庭が安定した生活が送れるよう、関係機関と連携を図り各種の支援を推進します。



(4) 高齢者施策の充実

本格的な高齢社会の到来に対応し、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定のもと、民間事業者等多様な主体と連携しながら、各種介護保険サービスの充実を進めていくとともに、介護保険対象外の高齢者に対する自立・生活支援サービスの充実を図ります。

また、寝たきり・認知症の予防など介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援やシルバー人材センターの活用等による高齢者の生きがい対策、社会参加の促進に努めます。

さらに、これらの各種施策・サービスの提供基盤を強化するため、民間も含めて高齢者関連施設の整備・確保を進めるほか、介護保険制度に関わる事務や啓発・相談体制の充実、民間事業者との連携強化、必要な人材の確保等を進めます。



(5) 障がい者施策の充実

精神障がい者や難病患者も含めた障がい者の「完全参加と平等」の実現のため、障がい者計画の策定のもと、啓発・広報活動や交流活動等を通じて障がい者に対する住民の理解と認識を深め、心のバリアを取り除いていくとともに、総合的な相談・情報提供体制の整備や、保健・医療サービスの充実、支援費制度に基づく福祉サービスの充実を進めます。

また、雇用機会の拡大や社会参加の促進など、あらゆる分野で障がい者に配慮した施策の推進に努め、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」の理念に立脚した地域社会づくりを進めます。

ノーマライゼーション
障がい者が家庭や地域社会の中で通常の生活ができるような環境整備をめざした社会づくり

リハビリテーション
障がい者の身体的、精神的な障がい要因を軽減し、社会的偏見や物理的障がいの除去をめざした社会づくり



(6) 社会保障の充実

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。

また、住民の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療給付事業の適切な運用に努めます。

さらに、厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実等を通じて制度への理解と認識を深めていきます。



学びと楽しさの文化のまち

(1) 生涯学習社会の形成

住民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学習活動を行い、自己実現を図りながら充実した人生を送るとともに、その成果が適切に評価され、まちづくりに生かせるよう、総合的な学習環境・条件の整備を図り、生涯学習社会の形成を進めます。

このため、生涯学習推進体制の整備のもと、複合的な機能を備えた生涯学習・文化・交流拠点施設の整備をはじめとする施設環境の充実、指導者・ボランティア等の人材登録・活用体制の整備、情報化施策とも連動した学習情報提供体制の整備等を図って生涯学習の基盤整備を進めるとともに、住民ニーズや本町の地域特性に即した特色ある学習プログラムの整備を進め、学習機会の充実に努めます。



(2) 学校教育の充実

次の時代を担う子どもたちが、生きる力と豊かな心を育み、心身共にたくましい人間として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めるほか、義務教育においては、「総合的な学習の時間」等を活用しながら、基礎・基本の確実な定着はもとより、本町の自然や歴史、風土、地域の人材等を生かした特色ある教育・特色ある学校づくり、国際化、情報化、環境問題、人権尊重、ボランティアをはじめとする様々な課題に主体的に対応できる力や豊かな心を育む教育を一層推進します。

また、老朽化や耐震性、安全管理の強化、新たな教育内容への対応、さらには学校の統合等を総合的に勘案し、各学校施設・設備の整備充実に計画的に推進し、快適で安全な教育環境の創出に努めるとともに、家庭や地域との連携・融合、いじめや不登校などの心の教育への対応、特別支援教育の充実、学校給食の充実、通学対策の推進、さらには高等学校の充実及び小・中学校、地域との連携強化の促進など、総合的な教育環境の整備を進めます。

ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。



(3) 生涯スポーツの振興

住民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりの基盤として生活の中に定着させることができるよう、既存スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実に努めます。

また、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実、スポーツ情報の収集・提供など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実に努めます。



(4) 青少年の健全育成

社会環境が大きく変化し、青少年をめぐる様々な問題が表面化してきている中、青少年が心身共にたくましく、町の担い手として健全に育成されるよう、家庭、学校、地域、関係機関・団体、行政の相互連携の強化と一体的な体制整備を図り、非行の防止や環境の浄化など健全な社会環境づくりに向けた各種の活動を推進するとともに、健全育成に最も大きな役割を果たす家庭の教育機能の向上、青少年の体験・交流活動やボランティア活動への参画機会の拡充、青少年団体や指導者の育成に努めます。



(5) 地域文化の継承と創造

うるおいのある豊かな住民生活を確保するとともに、会津文化の源流にふさわしい本町ならではの個性的な文化の継承・創造を促すため、各種芸術・文化団体の育成・支援を通じて住民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促進していくとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果の発表機会の拡充、活動拠点となる生涯学習・文化・交流拠点施設の整備、指導者の育成・確保に努めるなど、総合的な文化環境の整備を図ります。

また、会津の総鎮守・会津文化発祥の地として名高い伊佐須美神社をはじめ、町内に数多く存在する貴重な文化財や歴史風土、郷土芸能、伝統行事、祭りなどの調査と保存・活用を進めるとともに、歴史民俗資料館の整備など展示・学習の場の充実・活用を図り、より多くの人々が町の歴史や文化にふれあえる機会の提供に努めます。



(6) 交流の推進

国際化の一層の進展に対応し、外国語指導助手の活用等による外国語教育、外国語講座の充実や、住民の海外派遣事業の推進等を通じ、国際感覚あふれる人材の育成を進めるとともに、国際交流組織の育成強化など国際交流推進体制の整備のもと、国際協力活動の促進、外国人住民との交流の促進等に努めます。

さらに、優れた自然や貴重な歴史・文化資源、産業資源等の地域特性・資源を生かしながら、国内姉妹(友好)都市をはじめとする他市区町村や学校等との交流活動を展開し、本町の活性化や住民生活の向上に役立てていきます。



快適さと暮らし重視のまち

(1) 計画的な土地利用の推進

将来にわたって限られた貴重な資源である土地の高度かつ有効な利用を図るため、現在、取り組んでいるスマートインターチェンジの整備をはじめとする会津地方全体、福島県全体の広域的な地域構造の変化や社会・経済情勢の変化を的確に見通し、住民の積極的参画のもと、土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、地域農業マスタープラン）を策定します。

また、これら土地利用関連計画、関連法、条例等についての周知を図るとともに、その一体的な運用による適正な規制・誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。



(2) 市街地の整備

環境と共生する安全で快適な居住空間と産業や文化、情報の集積を生み出す魅力ある市街地環境の創出に向け、都市計画マスタープランに基づき、全町的な市街地づくり体制の確立及び気運の醸成のもと、道路、公園、公共下水道等の都市基盤整備を進めるとともに、土地区画整理事業の導入等により既成市街地の環境改善と良好な環境の居住系新市街地の形成を進めます。

また、行政拠点機能をはじめ、交通・情報拠点機能、商業・業務機能、教育・文化機能をはじめとする多様な都市拠点機能の誘導・集積を進め、賑わいと活気あふれる市街地の形成を進めます。



(3) 住宅・宅地の整備

本町の大きな課題である定住の促進と快適な居住環境づくりに向け、会津若松市のベッドタウンとしての特性も踏まえながら、居住系市街地の計画的な整備・拡充や住宅用地の造成・分譲等による住宅地の形成を進めるとともに、既成住宅地も含め、適切な開発指導を図りながら、今日の多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅建設及び美しい街並みづくりを促進します。

また、公営住宅については、高齢者や障がい者への配慮などの視点を取り入れながら、老朽化住宅の建て替え・改善を計画的に進めます。



(4) 道路ネットワークの整備

新たな時代の会津地方の交流拠点にふさわしい道路基盤づくりに向け、会津若松市をはじめとする周辺市町村や磐越自動車道へのアクセスの向上、町内の各地域間の連携強化、安全性・利便性の一層の向上など、町の発展方向を的確に見据え、拠点となる新たなスマートインターチェンジの恒久化を目指すとともに、国・県道の整備を促進し、町の骨格となる広域幹線道路網の整備を促進します。

また、これら広域幹線道路網との連携や機能分担に留意しながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を計画的に進めます。

道路整備にあたっては、交通安全施設の整備はもとより、環境・景観面、防災面、福祉面にも配慮した、安全でうるおいのある道づくりに努めるほか、冬期間の交通及び安全性の確保に努めます。



(5) 公共交通の充実

本町の交流機能の強化、住民の利便性向上に向け、通勤・通学等に重要な役割を果たしているJR只見線、地域住民の身近な足となっているバス路線について、住民の利用促進に努めるとともに、維持・確保、利便性向上を関係機関に働きかけていきます。

また、観光・交流機能の強化、通学・通院・買物、福祉施設への足の確保等を見据え、新交通システム等の体系づくりを検討します。



(6) 情報ネットワークの整備

ITが日常生活に身近なものとなり、高度情報化が一層進展する中、住民満足度の向上と地域社会の振興に向け、全体的、広域的な整備動向も踏まえながら、情報化について研究を進め、総合的な計画づくりを進めるとともに、これに基づき、高速・大容量化に対応した高速通信基盤の一体的整備・確保や、戸籍、保健・医療・福祉、生涯学習・文化、環境、産業、消防・防災、広報・広聴など多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、町全体の情報化及び電子自治体の構築を進めます。

また、これらを利用・運用する住民や職員のITスキルの向上を図るため、IT教育・研修を積極的に推進します。

ITスキル

ITは情報技術、スキルは技能。各種情報技術関連サービスの提供に必要とされる能力。



参画と協働で共に創るまち

(1) 人権尊重のまちづくりの推進

女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する住民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し支え合いながら生きる共生社会を築いていくため、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。



(2) 男女共同参画社会の形成

男女が社会の構成員として、あらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画し、個性や能力を十分に発揮して主体性を持った生き方ができるよう、総合的な指針づくりのもと、住民の意識啓発や学習機会の拡充をはじめ、政策・方針決定の場への共同参画、自分らしい多様な生き方が選択できる環境・条件の整備等を進め、男女共同参画社会の形成に努めます。



(3) コミュニティ活動の促進

新たな時代の住民自治のまちづくり、地域からのまちづくりを進めるため、コミュニティの意義や役割についての啓発活動の推進をはじめ、集会所など身近な活動拠点の整備充実や自主管理・運営の促進、コミュニティリーダーの育成、さらには地域の伝統・文化を保存・継承する特色ある活動や個性あるコミュニティづくり等に対する支援の推進など、地域からの創意と工夫による自立したまちづくりが展開できる環境づくりを進め、新時代のコミュニティ形成を促進します。

コミュニティリーダー
地域社会の中で、人と人、人と組織、組織や集団、地域社会を結びつける能力を備えた人材のこと。



(4) 住民と行政とのパートナーシップの強化

それぞれの地域でこれまで行われてきた住民参画・協働のまちづくりが一層活発に進められるよう、住民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

このため、ホームページの作成・活用をはじめ、ITの活用等による広報・広聴機能の強化を図るほか、多くの機会をとらえて行政の仕組みやまちづくりに関する情報提供や意識啓発、学習機会の提供を図ります。

また、各種行政計画の策定・実施・点検・見直し、施設の整備・管理・運営、環境の管理等への住民の参画・民間の参入を促進していくほか、多様な住民団体・ボランティア・NPOの育成・支援とその企画・立案による協働のまちづくりを進めます。

さらに、合併前の各地域における住民意見をまちづくりに反映させるため、地域審議会を設置するとともに、地域振興・住民の一体感醸成のための基金造成等についても検討します。



(5) 自立した自治体経営の確立

地方分権時代の個性的で自立した自治体経営の確立に向け、自己決定・自己責任を基本に、多様な分野における地方分権を積極的に推進するとともに、行政組織・機構の見直しや事務事業の見直し、電子自治体の構築、職員の意識改革と資質向上、行政評価制度の導入など、行政改革を計画的に進めていくとともに、情報公開を推進します。

また、周辺自治体との連携強化のもと、会津地方、さらには福島県全体の発展に向けた取り組みを進め、広域行政を推進します。

合併後の中・長期的な財政状況を展望し、すべての分野にわたる経費の節減合理化や自主財源の確保・拡充に努めるとともに、財政分析・評価手法を導入しながら、財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果を上げ、計画的、効率的な財政運営を推進します。その一方で、必要な自主財源を確保するため、税収の確保につながる施策の実施に取り組みます。

